

後期高齢者医療制度 の こと



○後期高齢者医療制度 とは

75歳より 上の 人のための 公的保険制度です。

65歳より 上の 人で、決まった 種類や 重さの 障害があつて、市役所などで 申し込んで

兵庫県に 認められた人も 使える 制度です。

生活保護を 受けて いない人は、必ず 入る 医療制度です。

入らないで 病院に 行くと、お金が たくさん かかります。

かかった医療費を 全部 自分で 支払うことに なります。

(保険で できる お金のこと)

(1) 病院に行った時に、保険証が使えるように登録したマイナンバーカードを病院の窓口

み せることで病院で 支払う お金のうち、10%か 20%か 30% だけを、自分で 支払います。

ただし、全部 自分で お金を 支払う 必要がある 病気や けがの 種類が あります。

保険証が使えるように登録したマイナンバーカードを持っていない場合は、市役所で資格確認書
を貰います。

(2) 加入者(ほけんに はいっている ひと)が 死んだとき、葬式を する お金が 保険から
で 出ます。

ほかにも、いろいろな きまったときに 保険から お金が できます。

ほけん はいる てつづ
(保険に 入る 手続きのこと)

じゅうみんとうろく ひと にゆうかんほう き ざいりゅうきかん にほん す ぎかん
住 民 登 録を している人で、入 管 法で 決められた 在 留 期間 (日本に 住める 期間) が

げつ こ ひと はい
3か月を 超える人が 入れます。

ざいりゅう きかん げつ みじか ひと にほん き もくてき かんが げつ なが
在 留 期間が 3か月より 短 い人でも、日本に 来た 目的を 考えると 3か月より 長く

にほん にゆうかん みと ひと はい
日本に いることになる と 入 管 が 認める人は、入れます。

ざいりゅうしかく とくていかつどう にほん いりょう う ひと せわ
ただし、在 留 資格が、「特定活動」で日本で 医 療を 受けるためか。その人の 世話を

にほん き す ひと こうきこうれいしゃいりょうせいど い
するために、日本に 来て 住んでいる 人は、後期高齢者医 療 制度に 入れません。

じゅうみんとうろく てつづ と き てつづ にのみやしやくしよ こうれいしゃいりょうほけんか
(1) 住 民 登 録の 手続きを する時に、手続きします。西 宮 市役所の 高齢者医 療 保険課、

ししよ さーびすせんたー あくたにのみやすてーしよん どうようび にちようび しゅくじつ
支所、サービスセンター、アクタ 西 宮 ステーションで できます。(土曜日、日曜日、祝 日 は で
きません。)

ひつよう
(2) 必 要 な もの

ふたंकふんしょうめいしよ
・負担区分証 明 書

ひょうごけん ちがう ひ こ にん まえ す
兵 庫 県と 違う ところから 引っ越してきた 人で、前に 住んでいた ところで

こうきこうれいしゃいりょうせいど はい
後期高齢者医 療 制度に 入っていたら、いります。

ざいりゅうきかん げつ い か ひと げつ いじょう にほん
・在留期間が 3か月 以下の 人は、これから 3か月 以上 日本に いる ことが

しょうめい たと ざいしよくしょうめいしよ けんしゅうけいかくしよ
証 明できる もの。例えば、在 職 証 明 書、研 修 計 画 書など。

てつづ かいしゃ しょくば けんこうほけん はい けんこうほけん
・手続きする まで、会 社 など 職 場の 健 康 保険に 入っていたときは、健 康 保険の

しかくそうしつしょうめいしよ
資格喪失証 明 書。

ば す ばー と とくていかつどう ざいりゅうしかく にゆうこく ざいりゅう ひと
・パスポート (「特定活動」の在 留 資格で 入 国 ・在 留 する人)

○保険料 ほけんりょう に ついて

こうき こうれいしゃ いりようせい ど かにゆう じゅうみん つき にゅうこく つき
後期高齢者医療制度 に 加入したら、 住民となった月 （入国した月ではありません）

さい つき ほけんりょう はっせい
または、75歳になった月からの 保険料が 発生します。

はい ひと しょとく かぞく せたい こじん けいさん
入っている 人の 所得と 家族（世帯）の ようす によって 個人で 計算 されます。

にほん ねんめ いちばん すく ほけんりょう はら
日本に きて 1年目は、一番 少ない 保険料を 払います。

まえ ねん にほん しょとく
前の 年に 日本での 所得が ないから です。

ねんめ しょとく きんがく ふ ほけんりょう ふ
2年目 から、所得の 金額が 増えると 保険料も 増えます。

ほけんりょう ねん あいだ かい はら
保険料は 1年の 間で 9回 払います。

がつ つぎ とし がつ あいだ はら
7月 から 次の 年の 3月までの 間に 払います。

がつ よくねん がつ あいだ とちゅう こうきこうれいしゃいりようせいど かにゆう とき かにゆう
4月から 翌年3月までの 間の 途中で 後期高齢者医療制度へ 加入した 時は、加入した

つぎ つき よくねん がつ ほけんりょう しはら
次の月から 翌年3月までの 保険料の支払いとなります。

こうれいしゃいりようほけん のうふしょ き ひ ぎんこう ゆうびんきょく
高齢者医療保険から 納付書が おくられて きたら、決められた日 までに 銀行 や 郵便局

ぎんこう こうざ じどうふりかえ ぎんこう こうざ じどう ほけんりょう はら
など銀行の 口座から 自動振替（＝あなたの 銀行の 口座から 自動で 保険料を 払う

かた もう こ
やり方）を 申し込む ことも できます。

さいがい しつぎょう とうさん ほけんりょう はら ほけんりょう
災害、失業、倒産などで 保険料を 払う ことが できないとき、保険料が

すく はら
少なくなったり、 払わなくても よくなったり することが あります。

ほけんりょう はら むずか そうだん
保険料を 払うのが 難しいときは、すぐに 相談 してください。

やくしよ とど で ひつよう
○市役所に 届け出が 必要が あること

つぎ とし ち まえ し く ちょうそん しやくしよ し
次の時は、14日が すぎる 前に 市区町村（市役所）に 知らせて ください。

にしのみやし なか ひ こ せたいぬし
(1) 西宮市の中で 引っ越しを したとき、世帯主が かわった とき

てんにゅう てんにゅう し く ちょうそん にしのみやし ひ こ
(2) 転入 するとき（転入＝ちがう 市区町村 から 西宮市に 引っ越しを したとき）

ちがう し く ちょうそん にしのみやし ひ こ し しやくしよ ししよ じゅうみん
ちがう 市区町村 から 西宮市に 引っ越しを したときは、市役所か 支所などで、住 民

とうろく てつづ こうきこうれいしゃいりようせいど はい てつづ
登録の手続きを したあと、後期高齢者医療制度に 入る 手続きを してください。

じゅうみんとうろく にしのみやしやくしよ し みん か ししよ
（住 民 登録については、 西宮市役所 市民課 または それぞれの 支所などへ
きいて ください。）

てんしゅつ てんしゅつ にしのみやし べつ し く ちょうそん ひ こ
(3) 転出 するとき（転出＝西宮市ではない 別の 市区町村に 引っ越しを するとき）

にしのみやし し く ちょうそん ひ こ くにかえ ひ
西宮市から ちがう 市区町村に 引っ越しするとき、あなたの 国に 帰るときは、その日の

まえ とど で てんしゅつしょうめいしよ
前までに 届け出をし、転出 証明書を もらって ください。

ひ こ かいな
引っ越し したあと 14日以内でも いいです。

てんしゅつ とどけで こうきこうれいしゃいりようせいど ぬ てつづ
転出の 届出を するときに、後期高齢者医療制度から 抜ける 手続きを します。

にしのみやしやくしよ こうれいしゃいりようほけんか ししよ しみんさーびすせんたー あくたにしのみやすてーしょん
西宮市役所の 高齢者医療保険課か、支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション
で できます。

どようび にちようび しゅくじつ こうきこうれいしゃいりようひほけんしゃしょう しかくかくにんしよ も
（土曜日、日曜日、祝日は できません。）後期高齢者医療被保険者証か 資格確認書（持っ

ひと も
ている人だけ）を 持ってきてください。

ひ こ にちい ない てんしゅつしょうめいしよ ざいりゅうかーどなど ゆうこう がい
*引っ越しのあと、14日以内に、転出 証明書と 在留カード等（有効とみなされる 外

こくじんとうろくしょうめいしよ ふく ひ こ じゅうしよ し く ちょうそん まどぐち
国人登録 証明書を 含みます）を 引っ越しした 住所にある 市区町村の 窓口で

てんにゅう とどけで
転入の 届出を してください。

(4) 死んだとき

後期高齢者医療被保険証 または 資格確認書（持っている人だけ）を 西宮市に

返して ください。

(5) 保険証や 資格確認書などを なくなったとき、汚したときなど。

【注意】どんな ことに なったかに よって、届出に 必要な 書類が ちがいます。

※ どの 手続きも 平日（月曜日～金曜日）しか できません。

○後期高齢者医療制度に 入る ことが できない 人

(1) 住民登録を して いない 人

(2) 在留資格が ない 人

(3) 1年よりも みじかい 間だけ 日本に いる 人

(4) 生活保護を 受けている 人 など

（連絡先） *保険に 入ること 西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

*保険の お金を もらうこと

西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3154

*保険の お金を 払うこと

西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3110

※ 詳しいことは、日本語が わかる 人と 一緒に 聞いてください。